
人種差別撤廃委員会**第76会期**

2010年2月15日 - 2010年3月12日

**条約第9条にもとづき締約国が提出した報告書の審査
人種差別撤廃委員会総括所見****日本**

1. 委員会は、日本の第3回から第6回報告書 (CERD/C/JPN/3-6) を、2010年2月24日および25日に開催された第1987回会合および第1988回会合 (CERD/C/SR.1987 および CERD/C/SR.1988) において審査した。2010年3月9日に開催された第2004回会合および第2005回会合 (CERD/C/SR.2004 および CERD/C/SR.2005) において以下の総括所見を採択した。

A. はじめに

2. 委員会は、締約国による第3回から第6回定期報告書の提出を歓迎する。委員会は、条約に定める権利の実施についてさらに理解を得る手がかかりとなった、大代表団との間の建設的な対話、質問リストへの書面による回答、そして委員会の委員による質問に対する口頭での回答に感謝の意を表す。締約国の報告書が著しく期限を超過したことに留意し、委員会は、締約国に対し、条約に基づく締約国の義務を履行するため、将来の報告書の提出期限に留意するよう要請する。

B. 肯定的な側面

3. 委員会は、ミャンマー難民に対する締約国の試験的再定住プログラム (2010年) に関心をもって留意する。

4. 委員会は、締約国が「先住民族の権利に関する国際連合宣言」 (2007年9月) を支持したことを歓迎する。

5. 委員会は、締約国がアイヌの人びとを先住民族として認めたこと (2008年) に祝意を表し、アイヌ政策推進会議の設置 (2009年) を関心をもって留意する。

6. 委員会は、改正「名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン」 (2004年)、「プロバイダ責任制限法」 (2002年)、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」 (2006年) など、インターネット上での違法で有害な情報に対する規制が採用されたことに評価をもって留意する。

C. 懸念および勧告

7. 委員会は、前回の総括所見 (2001年) を実施するための具体的な措置に関して締約国が提供した情報が不十分であることに懸念をもって留意し、当該所見全体および条約全体の実施が限定的であることに遺憾の意を表明する。

締約国に対し、委員会が締約国に宛てたすべての勧告および決定を履行すること、ならびに国内法令の規定が条約の効果的な実施を促進することを確保するために必要なすべての手段をとることを奨励する。

8. 委員会は、憲法第14条を含む、法もとの平等を保障する国および地方の法令の規定が存在することに留意するものの、これらの規定が条約第1条における差別の事由のすべてが十分に対象とされていないことを強調する。また、委員会は、世系に基づく人種差別についての締約国の解釈を遺憾とするものの、部落民に対する差別の防止および撤廃のために条約の精神に従い締約国がとった措置に関する

情報を励みとする（第1条）。

委員会は、一般的な性格を有する勧告 29（2002 年）において「『世系』に基づく差別は、その他の差別禁止事由を補完する意味および適用範囲を有しており、社会階層化の諸形態およびそれに類似する地位の世襲制度に基づく集団の構成員に対する差別であって、人権の平等な享有を妨げまたは害するものを含む」と表明したその立場を維持する。また、委員会は、条約第1条1項の「世系」という文言が単に「人種」を指すものではないということ、および、世系に基づく差別が条約第1条の完全な適用対象となることを再確認する。したがって、委員会は、締約国に条約に従った人種差別の包括的な定義を取り入れるよう要請する。

9．委員会は、差別禁止法が必要ではないとする締約国の意見に留意し、その結果として、個人または集団が差別に対する法的救済を求めることができなくなっていることを懸念する（第2条）。

委員会は、前回の総括所見（2001年）の勧告を繰り返し、締約国に対し、条約第1条にしたがって直接および間接的人種差別を禁止し、条約が保護するすべての権利を対象にする特別法の採択を検討するよう促す。また、締約国に対し、人種差別の申し立てに関わる法執行職員が、差別の加害者に対処し、被害者を保護する適切な専門知識と権限を有していることを確保するよう奨励する。

10．委員会は、締約国が報告書作成過程において非政府系組織およびその他の団体と協議や非公式なヒアリングの機会を設けたことを関心をもって留意しつつ、そうした組織や団体からの情報収集や情報交換の機会が限られていたことに遺憾の意を表明する。

委員会は、日本の非政府系組織（NGOs）の人権分野における建設的な貢献と役割に留意し、締約国が次回定期報告書の作成における協議の過程においてNGOsの効果的な参加を確保するよう奨励する。

11．委員会は、締約国が提供した人口の構成に関する情報に留意しつつも、利用可能なデータによっては、締約国において社会的に弱い立場にある集団の状況の適切な理解と評価ができないことに遺憾の意を表明する。

委員会は、報告書作成のための改訂ガイドライン（CERD/C/2007/1）のパラグラフ10と12、条約第1条の解釈に関する一般的な性格を有する勧告8（1990年）、および市民でない者に対する差別に関する一般的な性格を有する勧告30（2004年）に基づき、締約国に対し、条約第1条の定義に含まれる集団の構成と状況を評価するために、関係する個人のプライバシーと匿名性を十分に尊重しながら、任意の自己認定に基づき、社会調査の情報とともに、一般に話されている言語、母語、およびそのほか人口の多様性を示す指標の調査を実施することを勧告する。また、委員会は、締約国に対し、次回の定期報告書に市民でない者の人口の最新で細分化されたデータを提供することを奨励する。

12．委員会は、締約国がパリ原則（総会決議48/134）に従った国内人権機関の設置の検討を行なっていることを考慮に入れつつも、人権委員会の設置の規定を含んだ人権擁護法案が廃案とされたこと、ならびに、独立した国内人権機関の設置の遅れと設置に向けた具体的行動および時間枠が全体的に欠けていることに遺憾の意を表明する。委員会は、また、包括的で効果的な苦情申立手続の欠如に懸念をもって留意する（第2条）。

委員会は、締約国に対し、人権擁護に関する法案を起草して採択し、法的な苦情申立手続を迅速に設けることを奨励する。また、委員会は、人権に関する広範な権限および現代的形態の差別に取り組む特定

的な権限をもち、適切な財政的な裏付けがあり、十分な人員を備えた独立した人権機関をパリ原則にしたがって設置するよう促す。

13．委員会は、締約国が提供した説明に留意しつつも、条約第4条(a)および(b)に付された留保を懸念する。委員会は、また、韓国・朝鮮学校に通う子どもたちを含む集団に向けられる露骨で粗野な発言と行動が相次いでいること、ならびに、特に部落民に向けられたインターネット上の有害で人種主義的な表現と攻撃が相次いでいることを懸念をもって留意する(第4条(a)、第4条(b))。

委員会は、人種的優越または憎悪に基づく意見の流布の禁止が意見および表現の自由と両立するという見解を繰り返し、この点に関し、締約国に対し、条約第4条(a)および(b)に付された留保の範囲を縮小し、望ましくはこれを撤回することを目的として、留保の維持の必要性を検討することを奨励する。委員会は、表現の自由の権利の行使には特別な責務と責任、特に人種主義的な思想を流布しないという責務を伴うことを想起し、締約国に対し、第4条の規定が非自動執行的であることにかんがみ、第4条が実施において裁量の余地のない性格をもつとした、委員会の一般的な性格を有する勧告7(1985年)と15(1993年)を考慮するよう再び要請する。委員会は、締約国に以下のことを勧告する。

- (a) 第4条にもとづく差別禁止規定を完全に実施するための法律の欠如を是正すること。
- (b) 憲法、民法および刑法の関連規定が、効果的に実施されるように確保すること(特に憎悪に満ちた人種主義的発言を調査し、関係者を処罰する取り組みを強化することにより当該発言に対処するさらなる措置をとることを含む)。
- (c) 人種主義的思想の流布に対する敏感さと意識を高めるキャンペーンを強化し、インターネット上での憎悪発言と人種主義的宣伝を含む、人種差別を動機とする犯罪を防止すること。

14．委員会は、締約国が人権教育を公務員に提供するためにとっている措置に留意しつつ、公務員による差別的発言が続いていることへの前回の総括所見(2001年)の懸念を繰り返し、この点に関して当局の行政的措置または法的措置が条約第4条(c)に違反して存在しないことに遺憾の意を表明する。また、委員会は、発言を処罰可能なものとする、名誉毀損、侮辱および脅迫に関する現行の法律が人種差別を特定しておらず、特定の個人に対する損害の場合にのみ適用されることを懸念する(第4条(c)、6条)。

委員会は、締約国が、国または地方の公務員による、人種差別を認容しまたは扇動するあらゆる発言を強く非難して反対するよう求める勧告と、政治家および公務員の人権意識を向上させる努力を強化するよう求める勧告を繰り返す。また、締約国が人種主義的発言および排外主義的発言を直接に禁止する法律を制定し、権限のある国内裁判所を通じて人種差別に対する効果的な保護と救済を利用することができるよう保障することを緊急に勧告する。委員会は、また、締約国が将来に向けてそのような事件を防止し、関連する人権教育(すべての公務員、法執行職員、行政官および一般住民に対して行なわれる、人種差別に特定した人権教育を含む)を提供するために必要な措置をとるよう勧告する。

15．委員会は、家庭裁判所の調停委員には公的な決定を行なう権限がないことに留意しつつも、資質を有する非日本国籍者が紛争処理において調停委員として参加できないという事実を懸念を表明する。委員会は、また、非日本国籍者の公的生活への参加に関するデータが提供されていないことに留意する(第5条)。

委員会は、締約国が、調停委員の候補に推薦された能力のある非日本国籍者が家庭裁判所で仕事ができるよう、その立場を再検討することを勧告する。委員会は、また、非日本国籍者が公的生活に参加する権利に関する情報を次回報告書において提供するよう勧告する。

16．委員会は、帰化申請者も含め、締約国における外国人居住者数が増加していることに関心をもつ

て留意しつつ、前回の総括所見（2001年）で表明した、個人の名前は文化的および民族的アイデンティティの基本的側面であり、尊重されなければならないという見解を繰り返す。この点において、委員会は、帰化のために、申請者が、自由な選択の行為というよりも差別のおそれから、名前を変えることが続いていることに懸念を表明する（第5条）。

委員会は、締約国が、帰化をしようとする非日本国籍者のアイデンティティが尊重される方法を開発し、帰化のプロセスに関与する公務員、申請書式および公刊物に、帰化申請者が不利益や差別をおそれて、日本名および日本の漢字を用いることを駆り立てる言葉を使用することを差し控えるよう勧告する。

17. 委員会は、改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（2007年）が国籍にかかわらず被害者を保護するようその保護の範囲を拡大し、地方自治体の役割を強化していることに留意しつつも、家庭内および性暴力の女性被害者が、苦情申立手続や保護サービスを利用するにあたって直面する障害を懸念をもって留意する。出入国管理法の改正（2009年）が、家庭内暴力を受けている外国人女性にとって困難をもたらすことを特に懸念をもって留意する。また、女性に対する暴力の事件に関する情報およびデータが欠如していることに遺憾の意を表明する（第5条）。

委員会は、人種差別のジェンダーに関連する側面に関する一般的な性格をもつ勧告 25 に照らして、締約国が特に社会的に弱い立場にいる集団の女性や子どもに関して二重差別の現象に対応するために必要なあらゆる措置をとることを勧告する。また、締約国が暴力被害を含むジェンダーに関連する人種差別を防止する措置に関するデータを収集し、研究を行なうことという前回の勧告(2001年)を繰り返す。

18. 委員会は、締約国の戸籍制度に関する立場を認識し、個人情報保護のために行なわれた法律の改正（2008年）に留意しつつも、同制度の諸問題と、主に部落民のプライバシー侵害が継続していることに再度懸念を表明する（第2条、第5条）。

委員会は、個人のプライバシーを効果的に保護するために、特に雇用、結婚および居住の分野における差別的目的のために戸籍制度の利用をすることを、罰則措置をもって禁止するより厳格な法律を制定するよう勧告する。

19. 委員会は、締約国が部落民に対する差別を社会的問題として認識していること、および、同対策事業特別措置法のもとでの成果に関心をもって留意しつつも、2002年の同法終了時に、締約国と部落組織の間で合意された条件（本条約の完全実施、人権擁護に関する法律の制定および人権教育の促進に関する法律の制定）が、現在まで実現されていないことに懸念する。委員会は、部落差別事案を専門的に取り扱う権限を有する公的機関がないことを遺憾とし、部落民やその政策を取扱いまたはそれに言及する際に締約国が用いる統一した概念がないことに留意する。さらに、委員会は、部落民とその他の人びとの間の社会経済的格差が、たとえば物理的生活環境や教育において、一部部落民にとっては狭まったにもかかわらず、雇用、婚姻、住宅および土地価格など公的生活の分野における差別が依然として残存していることを懸念をもって留意する。さらに、委員会は、部落民の状況の進展を測定する指標が存在しないことを遺憾とする（第2条、第5条）。

委員会は、締約国に対し以下のことを勧告する。

- (a) 部落問題を取り扱う権限を有する特定の政府機関または委員会を指定すること。
- (b) 特別措置法終了時に行なった約束を実現すること。
- (c) 明確で統一した部落民の定義を採用するために、関係する人びとと協議をすること、

- (d) 一般社会、特に部落地域に隣接する地域の一般住民を対象とする人権教育および人権意識の向上の取り組みを行なうことによって、部落の生活状況改善のためのプログラムを補完すること。
- (e) 上記の措置の状況および進展を示す統計的指標を提供すること。
- (f) 特別措置が、受益集団とその他の集団との間の平等が持続可能な形で達成されたときに終了されなければならないとする勧告を含む、特別措置に関する一般的な性格を有する勧告 32 (2009 年) を考慮に入れること。

20 . 委員会は、アイヌ民族を先住民族と認めたことを歓迎し、締約国による約束を反映する諸施策(象徴的な公共施設の設置に関する作業部会の設立、および北海道外のアイヌのおかれた状況に関する調査を行なうための作業部会の設置を含む。)に関心をもって留意しつつも、以下のことに懸念を表明する。

- (a) 各種の協議体や有識者懇談会においてアイヌ民族の参画が不十分であること。
- (b) アイヌ民族の権利の発展および北海道におけるその社会的地位の改善に関する国レベルの調査がなされていないこと。
- (c) 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の実施に向けたこれまでの進展が限定的であること(第2条、第5条)。

委員会は、アイヌ民族の代表者との協議の結果を、アイヌの権利を取り扱う、明確で焦点を絞った行動計画を伴う政策およびプログラムに結実させるべく、アイヌ民族の代表者と協力してさらなる措置をとること、および、そのような協議へのアイヌ民族の代表者の参加を増大させるよう勧告する。委員会は、また、締約国が、アイヌ民族の代表者との協議のもと、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」などの国際約束を検討し、実施することを目的とした第3番目の作業部会の設置を検討するよう勧告する。委員会は、締約国に対し、北海道のアイヌ民族の生活水準に関する国レベルの調査を実施するよう要請し、締約国が委員会の一般的な性格を有する勧告 23 (1997 年) を考慮するよう勧告する。委員会は、さらに、締約国が、国際労働機関の「独立国の先住民および種族民に関する第 169 号条約」の批准を検討するよう勧告する。

21 . 委員会は、ユネスコがいくつかの琉球言語、ならびに、沖縄の人びとの独自の民族性、歴史、文化および伝統を認識していること(2009 年)を強調しつつも、沖縄の独自性について当然に払うべき認識に関する締約国の態度に遺憾の意を表明するとともに、沖縄の人びとが被っている根強い差別に懸念を表明する。委員会は、さらに、沖縄への軍事基地の不均衡な集中が、住民の経済的、社会的および文化的な権利の享有に否定的な影響を与えているという、「現代的形態の人種主義に関する特別報告者」の分析を繰り返し表明する(第2条、第5条)。

委員会は、締約国に対し、沖縄の人びとの権利を促進し、および適切な保護措置および政策を確立するため、沖縄の人びとが被っている差別を監視するために沖縄の人びとの代表者との幅広い協議を行なうよう奨励する。

22 . 委員会は、2 言語を話す相談員や 7 言語で書かれた入学手引など、マイノリティ集団の教育を促進するために締約国が払ってきた努力を、評価をもって留意する。しかし、委員会は、教育制度のなかで人種主義を克服するための具体的なプログラムの実施についての情報が欠けていることに遺憾の意を表明する。さらに、委員会は、子どもの教育に差別的な効果をもたらす行為に懸念を表明する。そのような行為には、以下のものが含まれる。

- (a) アイヌの子どもまたは他の民族集団の子どもが、自己の言語を用いた、または自己の言語について

の、指導を受ける機会が十分でないこと。

(b)締約国において、外国人の子どもには義務教育の原則が、日本が締約国である、本条約第5条、「児童の権利に関する条約」第28条、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」第13条(2)に適合する形で全面的には適用されていないという事実。

(c)学校の認可、同等の教育課程、上級学校への入学に関連する障害。

(d)締約国に居住する外国人、韓国・朝鮮出身者の子孫および中国出身者の子孫のための学校が、公的支援、助成金、税の免除に関して差別的な取り扱いを受けていること。

(e)締約国において現在、公立および私立の高校、高等専門学校、高校に匹敵する教育課程を持つさまざまな教育機関を対象とした、高校教育無償化の法改正の提案がなされているところ、そこから朝鮮学校を排除すべきことを提案をしている何人かの政治家の態度(第2条、第5条)。

委員会は、市民でない者に対する差別に関する一般的な性格を有する勧告30(2004年)に照らし、締約国に対し、教育機会の提供において差別がないよう確保すること、ならびに、締約国の領域内に居住する子どもが就学および義務教育の修了にさいして障害に直面することのないよう確保することを勧告する。この点に関して、委員会は、また、締約国が、外国人のための多様な学校制度の調査研究や、国の公立学校制度の枠外に設置された代替的な制度が望ましいかどうかの調査研究を行なうよう勧告する。委員会は、締約国に対し、マイノリティ集団が自己の言語を用いた、または自己の言語の指導を受ける十分な機会を提供することを検討すること、および、教育における差別を禁止するユネスコ条約への加入を検討するよう奨励する。

23. 委員会は、難民認定手続における進展を評価をもって留意しつつも、一部の報告によれば、特定の国からの難民認定申請者に対して異なる、優先的な基準が適用され、国際的保護を必要とする異なる出身の難民認定申請者が強制的に危険な状況に送還されていることに懸念を繰り返す。また、委員会は、難民申請に関する情報への適切なアクセス、手続の理解の欠如、言語やコミュニケーションの問題、および一般の人による難民問題への理解の欠如を含む文化的かい離など、難民自身が認識している問題に関して懸念を表明する(第2条、第5条)。

委員会は、締約国が、すべての難民に標準化された難民認定申請手続と、公的サービスに対する平等の資格を確保するために必要な措置をとることを求める勧告を繰り返す。この関連において、委員会は、また、すべての難民申請者がとりわけ十分な生活水準や医療への権利を有するよう確保することを勧告する。委員会は、また、締約国が第5条(b)にしたがい、ある者の生命や健康が危険にさらされると信じるに足る相当な根拠がある国に強制的に送還されないよう確保することを促す。委員会は、この点において、締約国が国際連合難民高等弁務官事務所に協力を求めるよう勧告する。

24. 委員会は、日本国籍者と非日本国籍者との関係における困難な事例、特に条約第5条(f)に反する、レストラン、公衆浴場、店舗やホテルなど一般の使用を目的とした場所やサービスを利用する権利が人種および国籍に基づいて拒否される事例に懸念を表明する(第2条、第5条)。

委員会は、締約国が住民全体に向けた教育的活動によってこの一般化された態度に対処し、一般公衆に開放されている場所への入場拒否を違法とする国内法を採択するよう勧告する。

25. 委員会は、条約が保護する諸集団が日本社会に対して行なっている貢献について正確なメッセージを伝えるために教科書を改訂することについて、締約国が不十分な措置しかとってきていないことに懸念を表明する(第5条)。

委員会は、締約国が、マイノリティの文化や歴史をよりよく反映するよう既存の教科書の改訂を行なうこと、および、締約国が、マイノリティの歴史や文化についての書籍その他の出版物（マイノリティが話す言語で著されたものを含む。）を奨励することを勧告する。特に、委員会は、締約国に対し、義務教育のなかでアイヌ語および琉球語を用いた教育、および両言語についての教育を支援するよう奨励する。

26．委員会は、人権相談窓口の設置や人権教育や人権の促進など、締約国がとった人種的偏見と戦うための措置に留意しつつも、メディア、およびテレビやラジオ番組への人権の取り込みに関する具体的な情報が欠如していることに懸念をもち続ける（第7条）。

委員会は、締約国が、人種差別の撤廃を目的として、寛容および尊重という教育目的を取り入れつつ、かつ、日本国籍者および非日本国籍者の双方の社会的に弱い立場にある集団に関する問題がメディアで適切に表現されることを確保する、公的教育および啓発キャンペーンを強化するよう勧告する。委員会は、また、締約国が、人権教育の向上におけるメディアの役割に特に注意を払うこと、メディアや報道の分野において、人種差別に導く人種的偏見と戦う措置を強化することを勧告する。加えて、委員会は、ジャーナリストやメディア部門で働く人びとに対し、人種差別に関する意識を向上させるための教育および研修を勧告する。

27．委員会は、すべての人権の不可分性を念頭におきつつ、締約国がいまだ批准をしていない国際人権諸条約、特に人種差別の問題に直接関連する規定をもつ条約、たとえば、「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」（1990年）、「雇用及び職業における差別に関するILO第111号条約」（1958年）、「無国籍者の地位に関する条約」、「無国籍の削減に関する条約」、および「集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約」の批准を検討するよう奨励する。

28．委員会は、「ダーバン・レビュー会議」のフォローアップに関する一般的な性格を有する勧告33（2009年）に照らして、締約国に対し、国内法秩序において本条約を履行する際に、2009年4月にジュネーブで開催された「ダーバン・レビュー会議の成果文書」を考慮に入れつつ、「人種主義、人種差別、外国人排斥及びその他の関連する不寛容に反対する世界会議」が2001年9月に採択した「ダーバン宣言及び行動計画」を実施するよう勧告する。委員会は、締約国が「ダーバン宣言及び行動計画」を国内レベルで実施するためにとった行動計画およびその他の措置に関する具体的な情報を、次回定期報告書に含めるよう要請する。

29．委員会は、締約国に対し、条約第14条が規定する、個人からの苦情申立て受理し、検討する委員会の権限を認める任意の宣言を行なうことを検討するよう奨励する。

30．委員会は、締約国の立場を留意しつつも、締約国が、1992年1月15日に「第14回締約国会合」において採択され、総会決議47/111によって承認された、条約第8条6項の改正を批准することを勧告する。これに関連して、委員会は、総会が条約締約国に対して当該改正に関する国内批准手続きを早めること、および当該改正に対する同意を書面にて速やかに事務総長に通知することを強く促した、総会決議61/148および総会決議62/243を想起する。

31．委員会は、締約国の報告書が提出された時点で、一般の人びとが容易に利用し、入手することができるようにすること、これら報告書に関する委員会の所見が、公用語および必要に応じてその他の共通使用言語で同様に公表されるよう勧告する。

32．委員会は、締約国が2000年にその「コア文書」（HRI/CORE/1/Add.111）を提出したことに留意しつつも、締約国が、国際人権諸条約にもとづく報告書作成標準ガイドライン、特に2006年6月に開催された「第5回人権条約諸機関の委員会間会議」が採択した共通コア文書に関する標準ガイドライン

(HRI/MC/2006/3)にしたがって最新版を提出するよう奨励する。

33 . 委員会は、条約第9条1項および委員会の改正手続規則65にしたがい、締約国に対し、この所見の採択のときから1年以内に、前記のパラグラフ12、20および21に含まれる勧告のフォローアップに関する情報を提供するよう要請する。

34 . 委員会は、また、パラグラフ19、22および24に含まれる勧告の特別の重要性について締約国の注意を喚起することを希望し、締約国がこれらの勧告を実施するためにとった具体的措置に関する詳細な情報を次回定期報告書において提供するよう要請する。

35 . 委員会は、委員会が第71会期において採択した人種差別撤廃委員会宛て文書のためのガイドライン(CERD/C/2007/1)を考慮に入れて、締約国が、その第7・8・9回定期報告書を2013年1月14日までに提出すること、および本総括所見が指摘したすべての問題点に対処することを勧告する。

<了>

監訳：村上正直

翻訳協力： 財団法人アジア・太平洋人権情報センター / 移住労働者と連帯する全国ネットワーク /
財団法人北海道アイヌ協会 / 反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)